

取手市立中学校の生徒の自死事案に係る 再発防止策の提言

令和元年●月●日
取手市いじめ問題専門委員会

1 はじめに

平成27年11月、取手市立中学校3年に在籍する女子中学生（以下「本件生徒」という。）が自ら尊い命を絶つという痛ましい事件（以下「本件事案」という。）が起きた。

本件事案に関しては、本提言に先立ち、平成31年3月20日、茨城県が設置した取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会（以下「県調査委員会」という。）により、調査報告書（以下「調査報告書」という。）が発表されている。かかる調査報告書により、本件事案における詳細な事実関係と本件生徒が直面した苦悩及び学校や取手市教育委員会（以下「市教委」という。）の抱えていた問題点が浮き彫りとなった。

これを受け、取手市いじめ問題専門委員会（以下「本委員会」という。）は、本件生徒が受けた深い苦しみと悲しみに思いを致し、その命を懸けてもたらされた教訓を再発防止策の形にとどめ、今後同種の事案が二度と起きないよう最善の施策を提示することを念頭に、本件事案に基づく再発防止策についての検討を重ねてきた。

本件事案における問題の特質は、単に学校が、本件生徒に対してエスカレートするいじめを阻止できなかったというにとどまらず、担任教諭をはじめとする教員の不適切な指導がいじめを助長する働きをなし、本件生徒の苦痛を大きくしたという点、また、本件事案が発生した後も、市教委が法令に違反した対応を行い、教育委員会という公的機関において法令違反の議決をするまでに至った点にあると思われる。また、当時の学校や教育委員会に在籍していた教職員の不適切な個々の行動が最悪の結果に結びついた背景には、組織的な対応による是正措置ができていなかつた可能性があることも見過ごしてはならない。

そのような本件事案の特質にかんがみ、本委員会が再発防止策を検討するにあたっては、3（●頁以下）で詳述するように、①本件事案に即し、本件事案の教訓を生かした再発防止策となるように努めること、②具体的で実行可能な再発防止策とすること、③組織的背景から課題を把握し解決できる再発防止策とすることの3点に特に留意した。

そして、再発防止策を本提言にまとめるにあたっては、単に再発防止策の結論のみを提示するのではなく、そのような再発防止策を必要と判断した検討過程についても、別途「取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言（検討の経緯について）」（以下「検討の経緯」という。）において可能な限り詳述した。それは、本提言をもとに市教委や各学校が再発防止に取組む際に、なぜそのような対策を取らねばならないのかについての理解が伴わなければ、内実の伴う実効的な取組みが望めないと考えたからである。

本委員会としては、市教委や各学校が本提言に基づき再発防止策を実行するにあたり、本提言の結論のみを表面的にあるいは形式的に採り入れるのではなく、当該再発防止策が何を意図してどのような措置を求めるものかについても正確に理解し、現場の実情に合った創意工夫を忘れず、その取組みの実効性を高めていただくことを強く希望するものである。

令和元年●月●日 取手市いじめ問題専門委員会 委員一同

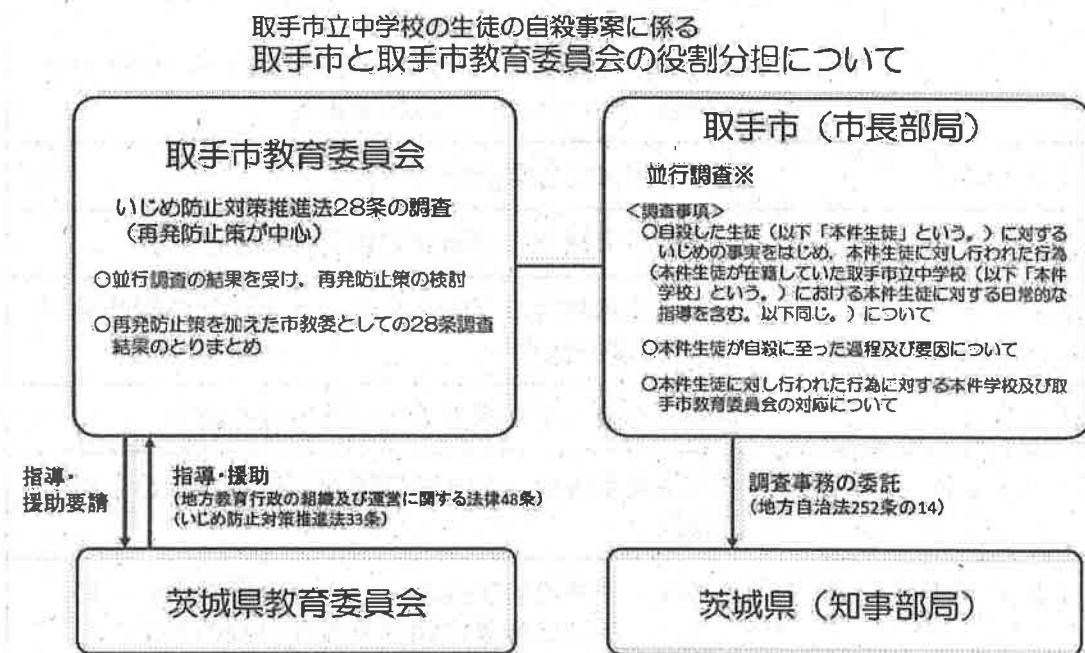
2 本委員会の設置と活動経過

2-1 本委員会の再発防止策検討開始までの経緯

平成27年11月10日	本件生徒が自死を図り、翌日未明死亡
平成28年3月16日	市教委臨時会「いじめによる重大事態には該当しない」の決議 遺族の要望を入れ、調査委員会（以下「旧調査委員会」という。）の設置を決定
7月12日	第1回旧調査委員会
平成29年5月29日	遺族が市教委に旧調査委員会の解散申入れ
5月30日	市教委臨時会が平成28年3月16日の臨時教育会での議決撤回
6月2日	市教委臨時会が調査委員会の解散を議決
6月12日	旧調査委員会 第9回旧調査委員会会議をもって解散
7月11日	遺族、茨城県教育委員会（以下「県教委」という。）及び市教委に調査委員会設置の要望
10月3日	取手市議会臨時会にて県への調査委託を決議
10月30日	茨城県議会定例会にて「取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査に関する事務の受託について」及び「取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例」を議決
11月1日	茨城県が調査を受託 知事直轄の政策審議室（平成30年4月1日以降は、政策企画部政策調整課）に「取手市中学生自殺調査事務局」を設置
11月2日	茨城県において「取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会条例」が公布・施行
12月20日	第1回県調査委員会
平成31年3月20日	県調査委員会が調査報告書を公表

2-2 本委員会の目的

2-1で述べた通り、本件事案の事実の調査については、県調査委員会が実施することになったため、本件事案についての市教委の役割は、再発防止策を策定することにある。この仕組みにつき図で表すと以下の通りである。



本委員会は、当初、平成29年12月25日付けで取手市いじめ問題調査委員会設置要綱第1条に基づき、取手市いじめ問題調査委員会として発足した。その後、平成30年4月1日、取手市みんなでいじめをなくすための条例（以下「いじめをなくすための条例」という。）の施行に伴い、取手市いじめ問題調査委員会は、同日以後、いじめをなくすための条例第19条第1項に基づき設置された「取手市いじめ問題専門委員会」に移行した。本件事案については、重大事態の事実関係についての調査が県調査委員会において行われたことから、本委員会においては、いじめをなくすための条例第19条第2項第5号に基づき、同種の事案の再発防止に資する対応策の検討及び提言をすることが目的である。ただし、本委員会は、再発防止策を検討するにあたって必要な範囲で、同項第4号に基づく事実関係の調査も行った。

2-3 委員構成

取手市いじめ問題調査委員会の委員として、平成29年12月25日、以下の5名が委嘱された。また、いじめをなくすための条例施行に伴い、同じメンバーが、平成30年4月1日、本委員会の委員として委嘱された。

委員長	藤川 大祐（大学教授）
副委員長	橋詰 穂（弁護士）
委員	鬼澤 秀昌（弁護士）
委員	須藤 明（臨床心理士）
委員	難波江 玲子（臨床心理士）

また、平成31年4月26日付で、以下の1名が追加でいじめ問題専門委員として委嘱された。

委員	遠藤 千尋（弁護士）
----	------------

2-4 本委員会の活動経緯・内容

2-4-1 パブリックコメント実施までの活動

県調査委員会が平成31年3月20日に調査報告書を発表した。これを踏まえて、本委員会は、調査報告書を踏まえた再発防止策の検討を開始した。その経過は以下の通りである。

【調査報告書発表まで】

平成29年12月25日	平成29年度第1回取手市いじめ問題調査委員会委員嘱託、委員長・副委員長の選出、取手市におけるいじめへの取組状況について確認等
平成30年3月29日	平成29年度第2回取手市いじめ問題調査委員会取手市のいじめの現状及びいじめの防止等に関する施策についての確認並びに専門委員からの提言、専門委員より教職員向け研修事例の紹介、取手市いじめ問題調査委員会から取手市いじめ問題専門委員会への移行についての確認等

5月28日	平成30年度第1回取手市いじめ問題専門委員会委員委嘱、委員長・副委員長の選出、事案に係る経緯確認、再度の保護者説明会開催の考え方についての検討等
6月25日	平成30年度第2回取手市いじめ問題専門委員会事案に係る経緯確認、再度の保護者説明会開催の考え方についての検討等
平成31年2月18日	平成30年度第3回取手市いじめ問題専門委員会市教委としての当該事案に係る検討状況について等

【調査報告書発表後】

平成31年3月20日	県調査委員会が調査報告書を公表
4月8日	平成31年度第1回取手市いじめ問題専門委員会取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る県調査委員会（委員長、副委員長）招聘による調査結果、評価結果に係る確認等
4月21日	平成31年度第2回取手市いじめ問題専門委員会取手市におけるこれまでのいじめの状況並びにいじめ対策に係る取組に関する経緯の確認等
令和元年5月27日	令和元年度第3回取手市いじめ問題専門委員会臨時委員設置に係る条例の一部改正、取手市スクールカウンセラー・スーパーバイザーの設置、重大事態調査に係る補正予算対応についての確認等
7月1日	令和元年度第4回取手市いじめ問題専門委員会平成27年度卒業生並びに保護者説明会開催結果についての確認等
7月12日	取手市いじめ問題対策連絡協議会より、「平成27年度取手市立中学の生徒の自殺事案に係る再発防止策の提案について」を受領
7月29日	令和元年度第5回取手市いじめ問題専門委員会教育総合支援センターに係る組織見直しに係る検討状況の報告等
8月28日	令和元年度第6回取手市いじめ問題専門委員会

10月6日

令和元年度第7回取手市いじめ問題専門委員会

2-4-2 ヒアリングの実施

また、本委員会は、再発防止策に必要な範囲で事実を確認するため、以下の通り追加でヒアリングを行った。

令和元年7月17日	本件生徒が在籍していた中学校（以下「本件中学校」という。）教頭（当時）
7月23日	本件中学校校長（当時）
7月25日	県教委県南教育事務所・指導主事（当時）
8月8日	市教委指導課長（当時）
8月20日	県教委県南教育事務所・学校教育課生徒指導班長（当時）

2-4-3 パブリックコメント実施以降の活動

本委員会は、以下の方法により、パブリックコメントを実施した。

実施期間：令和元年10月15日～同年11月15日

案閲覧場所：指導課、藤代総合窓口課、各図書館、各公民館、駅前窓口

※市のホームページにも掲載

提出方法：担当課へ持参、郵送、ファクス、電子メール

パブリックコメント実施後の、本委員会の活動の経過は以下の通りである。

X月X日	XXXX
X月X日	XXXX

3 基本的な考え方

本件事案における再発防止策を検討する際の本委員会の基本的な考え方は、以下の通りである。以下に記載の内容は、「本件事案の再発防止策」を考える以上、極めて当然のこととも考えられる。しかし、常にこのことを意識することが極めて重要であることから、改めて、基本に立ち返って、再発防止策を検討するにあたっての考え方を確認するものである。

3-1 本件事案の教訓を生かした再発防止策であること

本委員会が今回の再発防止策の検討にあたり最も留意したことは、どのような事案にもあてはまる一般的・抽象的な再発防止策ではなく、本件事案の具体的事実に即した再発防止策を提言することである。

将来にわたって同種の事件が再び起こらないよう、本件事案に即した実効性のある再発防止策を検討するためには、本件事案の具体的な事実から課題を抽出し、当該課題を解決するための具体的な施策を検討することが不可欠である。そのため、本委員会において再発防止策を考えるにあたっては、本件事案のどの事実に基づき再発防止策を提案しているのかという対応関係を明確にしながら検討を進めるよう努めた。

3-2 実行可能で具体的な再発防止策であること

再発防止策が学校現場あるいは教育委員会に直ちに反映されることを期待するには、再発防止策が相応の具体性、実行可能性を有していることが必要である。つまり、学校現場や教育委員会において、本件の再発防止策が学ばれ、行動に取り入れることができなければ、当該再発防止策はやはり実効性があるとは言えない。

そのため、本委員会が再発防止策を提示する際には、教育委員会の職員及び現場の教職員が次の取るべき具体的なステップが明確になり、明日の指導に生かせるレベルでの具体性と実行可能性を有するよう特段の配慮をした。

3-3 課題を組織的背景から把握すること

前述3-1、3-2のとおり、本委員会一同は、本件事案の再発防止策を検討するにあたっては、何よりも本件事案から学ばれる教訓に即し、かつ、現場で生かすことができる具体的かつ実行可能な再発防止策を検討する必要があると考えるものである。そのうえで、表面的な分析や対策の提示にとどまることなく、再発防止策の前提としている課題が生じた背景にも目を配り、本質的な課題解決の道を模索した。

特に、調査報告書において顕出した市教委が抱える組織的な課題の深刻さを踏まえると、本件事案が起きた原因を単純に当時の教員や教育委員会の職員個人の問題としてのみ捉えることは妥当ではない。そこには、教育は人が行うものである以上、ときに個々の教職員の不適切な指導や対応が生じうるというリスクを完全に回避することは困難であるという限界がある。しかし、そのようなリスクを完全に回避することができなくとも、他の教職員や教育委員会職員

の適宜適切なフォローがあれば、事態の改善や最悪の結果を防止できる可能性を高めることができるという視座を常に忘れてはならない。これは、学校現場にいる個々の教職員の資質や偶発的な出来事により結果発生を左右させるのではなく、個々のリスクを組織的対応でカバーするという発想である。その観点から、本提言では、個々の教職員の不適切な対応に対する再発防止策を検証することはもちろんあるが、同時に、組織としてはどのような是正措置がされたかについても検証している。

4 本委員会が提案する再発防止策及び実施方法

本項目では、学校、市教委、市教委教育委員（以下「教育委員」という。）、県教委に対する再発防止策についてそれぞれまとめて記載している。

4-1 再発防止策の内容

【学校に対する再発防止策の提言】

① 複数の教員で生徒を見ることができるシステム（全員担任制・複数担任制等）の導入

本件中学校において、担任教諭以外の教員も一丸となって生徒一人ひとりと向き合うため、千代田区立麹町中学校等の事例を参考に、全員担任制（固定担任制の廃止（1週間ごとに担任・副担任を交代）、面談の際に教員を選択できるようにすること）や複数担任制等、複数の教員で生徒を見る能够なシステムを導入すべきである。

【「検討の経緯」参照箇所】

課題③一再発防止策 1

課題④一再発防止策 3

② 生徒の抱える課題や悩みを捉え対応する教育相談部会システムの構築

本件学校においては、生徒の悩みや、困りごとについて、教員間で情報共有を促すため、以下のように、教育相談部会を設置し、具体的な対応について会議で相談できるシステムを構築すべきである。

- 学校内で生徒の抱える課題や悩みを捉え対応する体制を整えることを中心的に担う教員を教育相談主任とする。
- 各学年に教育相談担当教員を置く。
- 教育相談主任、教育相談担当教員、管理職、スクールカウンセラー、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事というような構成員からなる教育相談部会を設け、毎週1回程度、定例の会議を行い、課題が見られる生徒については継続的に状況を確認し、特に対応が求められる生徒について組織的な対応の方針を検討する。
- 複数名が同時にドキュメントの編集も可能なツールもあるため、このようなシステムを活用することで、教員間の情報集約コストを削減するとともに、迅速に生徒に関する情報を教員間で共有できるようにする。

【「検討の経緯」参照箇所】

課題④一再発防止策 1

課題④一再発防止策 4

課題⑥一再発防止策 2

課題⑦一再発防止策 2

③ 指導方法、いじめ、事実調査等に関する教員への研修の実施

再発防止策として、取手市立小中学校に勤務する教員に対し、特に以下の事項について、調査報告書で認定された事実やその評価の確認をするとともに、本件生徒及び遺族が直面した状況を追体験し、教員同士で当該場面におけるるべき指導方法について議論すべきである。なお、以下の各項目について、事実及び評価を確認し、教員同士で議論をするためには、1回の研修では到底全ての項目を網羅するのは困難である。したがって、各教員が確実に内容について理解して指導に生かすために、複数回実施すべきである。

また、今後、生徒に寄り添った対応をしていくため、以下の項目について、本事案、他の自治体の第三者委員会の報告書、また、実際に学校の中であつた事例等を踏まえた研修教材を検討又は開発すべきである。さらに、教育委員会は、各論点について、最先端の知見を有する外部の講師を招聘すべきである。

なお、人は、深刻な事態になるほど不安になり、これを低減させるために、「直視しない」「軽く見る」などの現実否認が起きやすいため、本事案を研修において用いる際には、このことに十分に留意しなければならない。

- 教員各自の指導の在り方を見直す機会の設定
- 生徒同士の関係についての検討
- 不適切な進路指導についてのリスクの共有
- 指導方法、不公平な指導の影響
- 座席配置の影響
- いじめの様子等についての知識の習得
- 事実調査についての研修の実施（ガラス破損における指導）
- スクールカウンセラーとの連携の方法
- いじめの調査方法・調査の範囲
- 本委員会が提言した再発防止策の趣旨

【「検討の経緯」参考箇所】

課題①一再発防止策 1

課題④一再発防止策 2

課題⑤一再発防止策 2

課題⑥一再発防止策 1

課題⑦一再発防止策 1

課題⑧一再発防止策 1

課題⑨一再発防止策 1

課題⑬一再発防止策 1

④ 個々の生徒への指導のあり方・体制の改善

学校は、各教員の能力に関わらず、生徒たちに寄り添った指導を担保するためにも、以下の2点を学校内で制度化・ルール化すべきである。なお、本委員会が追加で行った調査においても、本件中学校においては、服装等表面的な点ばかりに着目した指導をしている様子がうかがわれた。学校は、以下の形式面を整えるのみならず、前述③の研修を踏まえ、個々の生徒への指導の際には、いたずらに校則に拘泥する等、表面的な点ばかり指導をするのではなく、「困っている生徒に寄り添う」「生徒毎に責任を考え指導する」「教員が組織で個々の生徒への指導にあたる」といった原則・目的を常に留意して対応すべきである。

- 個々の生徒への指導の前後に教員間で指導内容を協議するとともに、二人以上の複数体制で対応すること
- 課題を抱える生徒や気になる生徒についての教員間の情報共有システムの構築

【「検討の経緯」参照箇所】

課題①一再発防止策 2

課題①一再発防止策 3

課題⑨一再発防止策 2

⑤ 進学者が少ない進路についての進路指導に関する情報共有の徹底

本件生徒が出願していたような、当該中学校において出願者が少ない高校の受験情報については、管理職等との間で情報共有を徹底し、誤りがないようにすべきである。

【「検討の経緯」参照箇所】

課題⑤一再発防止策 1

⑥ アンケートへの対応の改善

学校は、いじめアンケートを有効に活用するため、以下の対応をすべきである。

- アンケートの後（特に気になることを記載した生徒は直後）に必ず面談の時間を設けること
- 教員間で調査結果の確認の時間を必ず設けること
- 教員の対応の明確化
- アンケート内容の改善

【「検討の経緯」参考箇所】

課題②一再発防止策 1

課題②一再発防止策 2

課題②一再発防止策 3

課題②一再発防止策 4

⑦ いじめを目撃した場合の対応方法等の生徒への周知徹底

学校は、生徒に対して、生徒が担任以外に相談しやすくするとともに、周りでいじめが起きていた場合に適切に対応できるようにするため、以下の対応をすべきである。なお、生徒に対するいじめ予防授業は、抽象的にいじめの不当さを伝えるものではなく、本件生徒と同様のいじめを目撃した場合の具体的な対応手段について議論し、共有するものでなければならない。

- 生徒に対するいじめ予防授業（具体的な対応手段の周知、人権意識の向上）
- 生徒の信頼を得るためのメッセージの共有の徹底

【「検討の経緯」参考箇所】

課題⑧一再発防止策 2

課題⑧一再発防止策 3

⑧ 生徒の外部への相談先の確保及び相談方法に関する指導

学校は、生徒が学校内部において相談することが難しい場合にも大人に相談できる機会を確保するため、以下の対応をすべきである。ただし、S T O P i tについては、研修の実施、ガイドラインの充実等により対応者・教育委員会の適切な対応をとれるような体制を整える必要がある。

- 外部の相談先の確保及び相談方法に関する指導
- S T O P i t の活用

【「検討の経緯」参考箇所】

課題③一再発防止策 2

課題③一再発防止策 3

課題⑧一再発防止策 4

課題⑨一再発防止策 3

⑨ 学校運営のあり方の改善（学年主任の配置について）

中学3年生は、受験等の進路選択も控え、重要な学年である。そのため、万全の体制を期するために、その学年のことをよく理解している中学2年生の際の学年主任、又は、少なくとも前年度の2年生担当教員が中学3年生においても学年主任を担当するように徹底すべきである。

また、仮に、そのような人事が困難な場合には、生徒理解の観点から、学年内の生徒集団の特徴や人間関係の変遷、当該学年の課題を、必ず次年度の担当教員に引き継ぐことを徹底するとともに、当該学年のことをよく見るよう他の学年の教員にも依頼する等、学年を超えた連携を図るべきである。

【「検討の経緯」参考箇所】

課題⑩一再発防止策

⑩ いじめ被害者の持ち物や提出物の適切な扱い

担任教諭が本件生徒の自死後も卒業式まで遺族に対して個別アルバムを返却しなかった理由は明確でないが、同様の事態を防ぐためには、管理職等においてもいじめ被害者の持ち物や提出物の適切な扱いを担任等に徹底的に確認するほかないと考えられる。

【「検討の経緯」参考箇所】

課題⑧一再発防止策 5

【市教委に対する再発防止策の提言】

① 市教委職員に対する研修の実施

市教委は、市教委職員に対して、特に以下の事項について、調査報告書で認定された事実を共有した上で、調査報告書の評価を学ぶとともに、職員同士で当該場面におけるあるべき対応について議論すべきである。

- いじめ防止対策推進法及び重大事態ガイドライン
- カウンセラーの守秘義務・連携方法
- いじめの調査方法
- 調査範囲についての研修を実施

【「検討の経緯」参考箇所】

課題⑫一再発防止策 1

課題⑬一再発防止策 1

課題⑭一再発防止策 3

② 市教委が重大事態の判断において学校とも協議・連携すること

市教委は、重大事態の判断においても、教育委員会の独断で判断するのではなく、学校にも意見を確認した上で、対応の方針を決定することを徹底すべきである。

【「検討の経緯」参考箇所】
課題⑫—再発防止策 5

③ 教育委員会の体制の改善

市教委は、体制改善のため、以下の点について継続的に組織改革をすべきである。なお、本提言に記載の内容について、組織的に責任を持って対応を進めるため、専門の役職を設け、着実に本件再発防止策を遂行していくことが必要である（4－2－2 参照）。

- 総合教育会議、教育委員会議及びいじめ問題専門委員会への定期的な報告
- 外部専門家による定期的な法令順守体制のチェックの実施（いじめ問題専門委員会に対する積極的な情報開示等）
- 文部科学省や茨城県外のいじめ防止体制が充実した自治体からの出向等による外部人材の積極的な登用
- スクールロイヤーの設置
- 重大事態における学校と教育委員会の連携
- 市教委及び県教委間での保護者・遺族の意向についての情報共有の徹底
- 市教委の不定期な学校への訪問・再発防止策の実施状況の確認

【「検討の経緯」参考箇所】
課題⑫—再発防止策 2
課題⑫—再発防止策 3
課題⑫—再発防止策 4
課題⑬—再発防止策 2
課題⑭—再発防止策 4
課題⑭—再発防止策 5

④ 教育委員会事務局による法的根拠の資料の提供等

市教委は、教育委員が適切に法的な判断ができるように、市教委における審議の際は、必ず根拠法令も一緒に提示すべきである。

【「検討の経緯」参考箇所】

課題⑩—再発防止策 1

⑤ 資料保管の定めを第三者委員会の設置要綱に盛り込むこと

市教委は、今後、第三者委員会が調査内容が記録されている資料をすべて廃棄することを防ぐために、資料保管の定めを第三者委員会の設置要綱に必ず規定するようにすべきである。

【「検討の経緯」参照箇所】

課題⑩—再発防止策

【教育委員に対する再発防止策の提言】

市教委は、教育委員が法令に反する決議をすることを避けるため、今後新たな教育委員が就任する際には、就任した段階で、本件事案の経過について教育委員に対して共有し、法令違反について注意喚起をすべきである。

【「検討の経緯」参照箇所】

課題⑩—再発防止策 2

【県教委に対する再発防止策の提言】

① 県教委は、市教委において自死事案が生じた場合は原則当該校に配置されているスクールカウンセラーとは別のスクールカウンセラーも派遣すること

本件事案において、市教委は、自死事案が発生したにもかかわらず、普段配置されているスクールカウンセラーのみで対応した。しかし、自死事案のような重大案件の場合、第三者的な視点でその家族をはじめ学校全体に及ぶ影響について助言するため、県教委の職員のみならず、県が追加で普段対応しているスクールカウンセラーとは別のスクールカウンセラーも派遣することを原則とすべきである。

【「検討の経緯」参照箇所】

課題⑪—再発防止策

② 市教委への指導の際の保護者の意向の確認

市教委の特定の事案への指導に際し、当該事案において保護者・遺族が何を望んでいるのか積極的に聴取することで、遺族・被害者に寄り添った対応ができるよう指導すべきである。

【「検討の経緯」参照箇所】

課題⑫—再発防止策 6

4－2 再発防止策の実施方法

4－2－1 本提言の小学校への適用について

今回提言する再発防止策は、中学校における事案に即した再発防止策であるため、基本的に中学校を想定して提言するものである。このため、小学校にはそのまま適用できない内容もあると考えられるが、市教委におかれでは小学校に関しても本提言の内容を適切に参照し、必要な取組みを進めていただきたい。

4－2－2 市教委における再発防止策について

本委員会の提言は多岐にわたるものであり、以上のような本委員会の提言を全て実行するためには、相応の時間がかかるることは明らかである。そのため、市教委は、本再発防止策の実行のために専門の役職を設け、着実に本件再発防止策を遂行していくことが必要である。

現在、市教委において、調査報告書を踏まえて独自で再発防止策を行っている。ただし、当該再発防止のための施策については、具体的な課題との関係については不明確であると言わざるを得ない。

市教委においては、本提言を踏まえ、現在行われている再発防止に関する施策についてもそれぞれその必要性及び内容の見直しを検討すべきである。

4－2－3 学校における再発防止策について

各学校において教育相談部会システム等を導入し、体制（特に生徒指導のあり方等）を着実に改善するためには、長期間サポートを継続していくことが必要である。

そのため、市教委において、不定期に市教委職員を学校に派遣する等して、その実施状況につき確認した上で、各学校において、本委員会が提言した施策が実行されているかどうか、また、実行されていない場合は、どのような点が課題なのかを確認して対応を協議し、それを他の学校における改善にも反映させるべきである。

さらに、各学校において協議した結果等については、市教委においてとりまとめを行い、各学校にフィードバックする等、各学校における学びを促進するよう尽力しなければならない。

5 最後に

本委員会は、本提言において、学校、市教委、県教委に対して様々な再発防止策を提示した。あらゆる教育関係者には、学校は生徒の安全が保障され人権が尊重される場所であるべきこと、教育行政は法令に則って適切に執行されるべきことといった当然のことが実現できていなかつたことを重く受け止め、教育風土を抜本的に変えていく覚悟が求められる。

また、学校におけるいじめ問題は、生徒指導等、学校教育の中の他の一連の事象の中の一部である。そのため、「いじめ」問題を解決するためには、「いじめ」の問題だけを解決すれば良い訳ではない。本件事案において、調査報告書が教員の指導の不適切さ等についても指摘していること、また、本提言においても、一見いじめ問題とは直接関係しないと思われる事項についても再発防止策を提言しているのも、そのことを示している。

調査報告書で示された学校及び市教委の問題はあまりにも深刻である。しかし、学校及び市教委がこの問題を解決するためには、一人ひとりが、今までの慣習に縛られずに自らの行動を一つずつ変えていくしかないである。本提言に基づき施策を実施する際には、当該施策の結果、各関係者が次にとるべき行動を明確にしているかどうかに常に留意しなければならない。

また、調査報告書において示されている本件中学校及び市教委の課題は、必ずしも、本件中学校及び市教委に特有のものばかりではないと思われる。現在、多くの学校や市教委においていじめの対応や指導方法についての問題が指摘されている。その意味では、他の学校や教育委員会も、本件事案から学ぶべきことは多いはずである。

本委員会は、学校及び市教委のみならず、その他の教育関係者においても、本件生徒がその命を懸けてもたらした教訓を胸に、同じ過ちを決して繰り返さないとの覚悟で、本提言をその精神が根付くまで徹底的に取り組むことを切に願うものである。

以上